明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るための計画の変更を認定した件（内閣府一一四〇）　一
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（政治資金適正化委七八）　二
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（同七九）　二
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件（同八〇）　二
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（法務五九八）　二
○日本国に帰化を許可する件（同五九九）　二
○円借款の供与に関する日本国政府とイラク共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務四五三、四五四）　三
○トルコ共和国におけるトルコ・日本科学技術大学の設置に関する日本国政府とトルコ共和国政府との間の協定の署名及び効力発生に関する件（同四五五）　五
○一般財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付け等に関する法律第一条に規定する事業を指定する件（厚生労働四〇〇）　七
○保安林の指定をする件（農林水産二三四八～二三五一）　七
○保安林の指定を解除する件（同二三五二）　七
○高速自動車国道に関する件（国土交通一三七二）　八
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（同一三七三）　八
○汚染状況重点調査地域の指定を解除する件（環境一〇六、一〇七）　八
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛二三二～二三四）　九
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、新規提供が決定された件（同二三五）　九
○都市計画に関する件（中部地方整備局一二三）　一〇
〔国会事項〕
油濁防止管理者養成講習の実施について（北海道運輸局、東北同、関東同、北陸信越同、中部同、近畿同、中国同、四国同、九州同、神戸運輸監理部、沖縄総合事務局）　一〇
〔叙位・叙勲〕
法務　一一
公証人任免（法務省）　一一
〔皇室事項〕
諸事項　一二
〔官庁報告〕
官庁事項
財団関係　一二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一二
特殊法人等
厚生年金基金変更関係　一三
会社その他
平成二十八年度公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格の登録の申請について（国土交通省）　一三

告示

○内閣府告示第千百四十号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び同法附則第三条の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第三百八十六号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十八年十一月九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十一月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　区域計画の作成主体　養父市国家戦略特別区域会議

二　国家戦略特別区域の名称　養父市　中山間農業改革特区

三　当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業　農地等効率的利用促進事業、農業法人経営多角化等促進事業、農業への信用保証制度の適用関連事業、歴史的建築物利用宿泊事業、国家戦略特別区域高年齢退職者就業促進事業、特定非営利活動法人設立促進事業及び法人農地取得事業

○政治資金適正化委員会告示第七十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十八年十一月二十九日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏名
五一六九	二八、一一、八	早川　明伸
五一七〇	二八、一一、八	國分　吾郎
五一七一	二八、一一、八	辻本　博美